



# 吉野ヶ里町地域防災計画

(概要版)

佐賀県 吉野ヶ里町

## ～ 目 次 ～

吉野ヶ里町地域防災計画の位置づけ (P2)

吉野ヶ里町地域防災計画の骨子 (P2)

吉野ヶ里町地域防災計画の概要 (P3～)

- 第1編 - 総則 (P3～)

- 第2編 - 風水害対策編 (P5～)

- 第3編 - 震災対策編 (P9～)

- 第4編 - その他の災害対策編 (P13)

## 吉野ヶ里町地域防災計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）及び佐賀県地域防災計画に基づき策定したもので、法第42条の規定により『吉野ヶ里町防災会議』が作成しました。これは、吉野ヶ里町の地域に係る防災に関し、町を初め、指定地方行政機関、自衛隊、地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務又は業務の大綱を定めています。さらに、町民皆様の役割や災害についての予防、応急対策、復旧・復興について必要な対策の基本を定めています。

## 吉野ヶ里町地域防災計画の骨子

この計画の骨子は次のとおり4編から成り立っています。

### -第1編- 総則

第1章 総則

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第3章 吉野ヶ里町の概況

### -第2編- 風水害対策編

第1章 総則

第2章 災害予防対策計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

### -第3編- 震災対策編

第1章 総則

第2章 災害予防対策計画

第3章 災害応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

### -第4編- その他の災害対策編

第1章 総則

第2章 航空災害対策

第3章 林野火災対策

第4章 大規模火事災害対策

第5章 鉄道災害対策

# 吉野ヶ里町地域防災計画の概要

## 第1編 総則

### 第1章 総則

計画の目的  
計画の性格  
計画の構成  
計画の推進

### 第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

実施責任

町（消防機関を含む）県、指定地方行政機関、自衛隊指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の責務が記載されています。

処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の事務又は業務の大綱が記載されている。町は次のとおりです。

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること
- (2) 防災に関する調査、研究に関すること
- (3) 町土保全事業等に関すること
- (4) 防災に関する組織の整備に関すること
- (5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
- (6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
- (7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
- (8) 町内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること
- (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
- (10) 災害時の広報に関すること
- (11) 避難の勧告・指示等に関すること
- (12) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること
- (13) 災害時における消防団との連絡調整に関すること
- (14) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること
- (15) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること
- (16) 被災町有施設及び設備の応急措置に関すること
- (17) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること
- (18) 災害時要援護者対策に関すること
- (19) ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関すること
- (20) 他の町との相互応援に関すること
- (21) 災害時の文教対策に関すること
- (22) 災害復旧・復興の実施に関すること
- (23) その他町の所掌事務についての防災対策に関すること

### 第3章 吉野ヶ里町の概況

次の項目ごとに町の概況を記載しています。

自然的環境

社会的環境

## 第2編 風水害対策

### 第1章 総則

次の項目について記載しています。

計画の目的

計画の前提

### 第2章 災害予防対策計画

次の項目について記載しています。

安全・安心な町土づくり

- 1 町土保全施設の整備
- 2 公共施設、交通施設等の整備
- 3 ライフライン施設の機能の確保
- 4 建築物等の風水害に対する安全性の強化

災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

- 1 情報の収集・連絡体制及び連絡手段の整備等
- 2 防災活動体制の整備
- 3 広域防災体制の強化
- 4 災害の拡大防止と二次災害の防止活動
- 5 救助、医療、救急活動体制の整備
- 6 緊急輸送活動
- 7 避難収容活動
- 8 災害時要援護者対策の強化
- 9 食料・飲料水及び生活必需品等の調達
- 10 応急復旧活動
- 11 防災訓練

防災思想・知識の普及

- 1 防災思想・知識の普及
- 2 自主防災組織等の育成強化
- 3 ボランティア活動の環境整備

防災営農体制の確立

技術者の育成確保

孤立防止対策計画

### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1節 活動体制

町域に風水害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施することについて記述しています。

#### 第2節 災害発生直前対策

風水害被害を軽減するための、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止する

ための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行うことについて記述しています。

### 第3節 災害情報の収集・連絡、報告

風水害時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報の収集、連絡、報告することについて記述しています。

### 第4節 労務確保計画

応急対策の状況に応じた労働力の確保について記述しています。

### 第5節 従事命令及び協力命令

災害時において応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時に、従事命令、協力命令を執行することについて記述しています。

### 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害が発生し、町民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合に県を通じて自衛隊の災害派遣を要請することについて記述しています。

### 第7節 応援協力体制

風水害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、町及び防災関係機関が相互に協力して応急対策を実施することについて記述しています。

### 第8節 通信計画

風水害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合における専用通信設備等の応急復旧による通信の確保について記述しています。

### 第9節 救助活動計画

風水害により救助すべき者が発生した場合には、町、消防機関、神埼警察署及び災害派遣された自衛隊は、相互協力による救助活動を行うことについて記述しています。

### 第10節 医療活動計画

風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合の町、神埼地区医師会等の相互に協力について記述しています。

### 第11節 救急活動計画

風水害時に大量に傷病者が発生した場合に医療機関へ搬送することについて記述しています。

### 第12節 水防活動と二次災害の防止活動

河川、農業用排水施設等の点検、応急措置と土砂災害の発生、拡大防止及び風倒木対策について記述しています。

### 第13節 避難計画

風水害時に、避難準備情報・勧告・指示、内容、警戒区域の設定、避難誘導等及び主な施設における避難、避難所の設置・運営について記述しています。

### 第14節 応急住宅対策計画

風水害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施することについて記述しています。

## 第 15 節 警備活動計画

風水害が発生し、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施することについて記述しています。

## 第 16 節 交通及び輸送対策計画

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、交通路の応急復旧等を行うことについて記述しています。

## 第 17 節 食料の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難者、被災者等に対し、食料の応急供給を行う必要が生じた場合の食料の調達、供給及び給食を行うことについて記述しています。

## 第 18 節 水の供給計画

風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、応急給水を行うことについて記述しています。

## 第 19 節 生活必需品等の供給計画

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに入手することができないへの物資の供給等を行うことについて記述しています。

## 第 20 節 災害広報、被災者相談計画

風水害時において、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するために必要な広報や窓口の設置等について記述しています。

## 第 21 節 文教及び保育対策計画

風水害時における児童・生徒等の安全の確保、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施、学校教育の早期回復について記述しています。

## 第 22 節 公共施設等の応急復旧計画

風水害により、公共施設等が被害を受けた場合の、二次災害の防止、災害応急対策の円滑な実施、速やかな応急復旧を実施について記述しています。

## 第 23 節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

風水害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧について記述しています。

## 第 24 節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合の調達、確保について記述しています。

## 第 25 節 福祉サービスの提供計画

風水害時に、高齢者、障害者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、速やかな組織的、継続的なその実施について記述しています。

## 第 26 節 ボランティアの活動対策計画

風水害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行うことについて記述しています。

## 第 27 節 外国人対策

風水害時に、必要と認める場合は、外国語が話せるボランティアの協力を得ながら、外国人について安否確認、避難誘導、救助活動を行うことについて記述しています。

## 第 28 節 義援物資、義援金対策計画

風水害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、町及び町社会福祉協議会は、県や日本赤十字社、佐賀県共同募金会と連携して、この義援物資、義援金を受付し、迅速かつ確実に被災者に配分する。

## 第 29 節 災害救助法の適用

救助の本質、実施主体、適用基準などについて記述しています

## 第 30 節 行方不明者等の搜索、死体の処理、火葬

風水害時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合における死体の搜索および処理収容、火葬、埋葬の実施について記述しています。

## 第 31 節 廃棄物の処理計画

風水害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合に迅速かつ適切な収集処理、必要に応じた廃棄物施設の応急復旧を実施することについて記述しています。

## 第 32 節 防疫計画

風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下などにより伝染病の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、防疫活動を行うことについて記述しています。

## 第 33 節 保健衛生計画

風水害時に、被災者の健康保持や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、適切な保健衛生活動を実施することについて記述しています。

## 第 34 節 病虫害防除、動物の管理等計画

災害時における病虫害防除、動物の管理等について記述しています。

## 第 35 節 孤立地域対策活動

風水害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民に対して行う応急対策について記述しています。

# 第 4 章 災害復旧・復興計画

風水害後、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指した復旧・復興を、適切かつ速やかに行うことについて記述しています。

## 第3編 震災対策

### 第1章 総則

次の項目について記載しています。

計画の目的

地震に関する本町の特性

被害想定

震災に関する調査研究の推進

### 第2章 災害予防対策計画

次の項目について記載しています。

安全・安心な町土づくり

- 1 地盤災害防止施設等の整備
- 2 公共施設、交通施設等の整備
- 3 ライフライン施設の機能の確保
- 4 建築物等の耐震性の確保
- 5 危険物施設等の保安の強化
- 6 都市の防災構造の強化

災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

- 1 情報の収集・連絡手段の整備等
- 2 防災活動体制の整備
- 3 広域防災体制の強化
- 4 救助、医療、救急活動体制の整備
- 5 緊急輸送活動
- 6 避難収容活動
- 7 災害時要援護者対策の強化
- 8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達
- 9 応急復旧活動
- 10 防災訓練

地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

防災思想・知識の普及

- 1 防災思想・知識の普及
- 2 自主防災組織等の育成強化
- 3 ボランティア活動の環境整備
- 4 防災思想・知識の普及
- 5 技術者の育成・確保
- 6 孤立防止対策計画

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制

町域に地震が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に災害応急対策を迅速かつ効果的に実施することについて記述しています。

### 第2節 地震、津波の情報伝達

気象庁が発表する地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達することについて記述しています。

### 第3節 災害情報の収集・連絡、報告

地震災害時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報の収集、連絡、報告することについて記述しています。

### 第4節 労務確保計画

応急対策の状況に応じた労働力の確保について記述しています。

### 第5節 従事命令及び協力命令

災害時において応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時に、従事命令、協力命令を執行することについて記述しています。

### 第6節 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害が発生し、町民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合に県を通じて自衛隊の災害派遣を要請することについて記述しています。

### 第7節 応援協力体制

地震災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、町及び防災関係機関が相互に協力して応急対策を実施することについて記述しています。

### 第8節 通信計画

地震の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合における専用通信設備等の応急復旧による通信の確保について記述しています。

### 第9節 救助活動計画

地震災害により救助すべき者が発生した場合には、町、消防機関、神埼警察署及び災害派遣された自衛隊は、相互協力による救助活動を行うことについて記述しています。

### 第10節 医療活動計画

地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合の町、神埼地区医師会等の相互に協力について記述しています。

### 第11節 救急活動計画

地震災害時に大量に傷病者が発生した場合に医療機関へ搬送することについて記述しています。

### 第12節 水防活動と二次災害の防止活動

河川、農業用排水施設等の点検、応急措置と土砂災害の発生、拡大防止及び風倒木対策について記述しています。

### 第 13 節 避難計画

地震発生時に、避難準備情報・勧告・指示、内容、警戒区域の設定、避難誘導等及び主な施設における避難、避難所の設置・運営について記述しています。

### 第 14 節 応急住宅対策計画

地震発生時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施することについて記述しています。

### 第 15 節 警備活動計画

地震発生時において、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施することについて記述しています。

### 第 16 節 交通及び輸送対策計画

地震災害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、交通路の応急復旧等を行うことについて記述しています。

### 第 17 節 食料の供給計画

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難者、被災者等に対し、食料の応急供給を行う必要が生じた場合の食料の調達、供給及び給食を行うことについて記述しています。

### 第 18 節 水の供給計画

地震災害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、応急給水を行うことについて記述しています。

### 第 19 節 生活必需品等の供給計画

地震災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに入手することができないへの物資の供給等を行うことについて記述しています。

### 第 20 節 広報、被災者相談計画

地震災害時において、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するために必要な広報や窓口の設置等について記述しています。

### 第 21 節 文教及び保育対策計画

地震災害時における児童・生徒等の安全の確保、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施、学校教育の早期回復について記述しています。

### 第 22 節 公共施設等の応急復旧計画

地震災害により、公共施設等が被害を受けた場合の、二次災害の防止、災害応急対策の円滑な実施、速やかな応急復旧を実施について記述しています。

### 第 23 節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

地震災害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧について記述しています。

### 第 24 節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機

材、復旧資材等が必要となった場合の調達、確保について記述しています。

#### 第 25 節 福祉サービスの提供計画

地震災害時に、高齢者、障害者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、速やかな組織的、継続的なその実施について記述しています。

#### 第 26 節 ボランティアの活動対策計画

地震災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行うことについて記述しています。

#### 第 27 節 外国人対策

地震災害時に、必要と認める場合は、外国語が話せるボランティアの協力を得ながら、外国人について安否確認、避難誘導、救助活動を行うことについて記述しています。

#### 第 28 節 義援物資、義援金対策計画

地震災害時に、県内及び全国から義援物資、義援金などの受付、配分について記述しています。

#### 第 29 節 災害救助法の適用

救助の本質、実施主体、適用基準などについて記述しています。

#### 第 30 節 行方不明者等の搜索、死体の処理、火葬

地震災害時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合における死体の搜索および処理収容、火葬、埋葬の実施について記述しています。

#### 第 31 節 廃棄物の処理計画

地震災害時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合に迅速かつ適切な収集処理、必要に応じた廃棄物施設の応急復旧を実施することについて記述しています。

#### 第 32 節 防疫計画

地震災害時に、生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下などにより伝染病の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、防疫活動を行うことについて記述しています。

#### 第 33 節 保健衛生計画

地震災害時に、被災者の健康保持や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、適切な保健衛生活動を実施することについて記述しています。

#### 第 34 節 農林応急対策、動物の管理等計画

災害時における農林応急対策について記述しています。

## 第 4 章 災害復旧・復興計画

地震災害後、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指した復旧・復興を、適切かつ速やかに行うことについて記述しています。

## 第4編 その他の災害対策

### 第1章 総則

風水害対策、震災対策以外の次に掲げる災害対策を選択しています。

航空災害対策

林野火災対策

大規模火事災害対策

鉄道災害対策

### 第2章 航空災害対策

町、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関の責務と処理すべき業務を遂行するための災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立することについて記述しています。

### 第3章 林野火災対策

林野火災の発生を防止し、又は発生した場合にはその被害を軽減するため、関係する防災関係機関の対策について記述しています。

### 第4章 大規模火事災害対策

広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述しています。

### 第5章 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び鉄道事業者等が処理すべき対策について特記すべき事項を記述しています。